

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年7月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300031号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300002号

第1 結論

昭和60年6月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月から昭和62年3月まで

私は、国民年金の加入手続を、いつ、どこで行ったか覚えていないが、請求期間の国民年金保険料は、大学を卒業した直後にA事業所の講師として働き始め、初めて報酬が支払われた昭和60年6月から、B銀行(現在は、C銀行)D支店で定期的に納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和62年4月23日にE社会保険事務所(当時)からF市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日の記録から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において、同年7月頃に初めて行われたものと推認でき、この加入手続の際に、20歳到達日(昭和58年*月*日)まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、請求者は、当該推認できる加入手続時期まで国民年金に未加入であり、請求期間当時において請求期間の保険料を納付することはできない。

また、請求期間の国民年金保険料は、請求者の国民年金の加入手続が行われたものと推認できる昭和62年7月の時点では、遡って過年度納付が可能であるものの、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿による、保険料納付を始めたとする昭和60年6月前後にF市で払い出された記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300032号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300003号

第1 結論

平成19年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月から同年9月まで

請求期間の国民年金保険料について、平成25年11月29日に妻がA年金事務所の窓口で相談したところ、後納制度を利用して納付することができるというので、手続を行い、送られてきた納付書で納付したはずである。しかし、年金記録では国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成25年11月29日にA年金事務所において、請求者の妻が請求者の請求期間に係る国民年金保険料の後納制度について説明を受けたと主張しているところ、請求者から提出された資料に相談年月日、年金事務所名及び年金事務所職員による後納制度に係る説明が記入されていることから、当該日にA年金事務所において後納制度の相談を行ったことは認められる。

また、当時は過去10年間に納め忘れた保険料を納付することができる後納制度が施行されており、請求期間の保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、当該期間の保険料を納付するには、当時実施されていた国民年金保険料の後納制度によることとなり、同制度の利用に際しては、国民年金後納保険料納付申込書(以下「後納保険料納付申込書」という。)を年金事務所に提出し、厚生労働大臣の承認を受けた後に国民年金後納保険料納付申込承認通知書(以下「承認通知書」という。)とともに送付される納付書により保険料を納付することとなるが、A年金事務所は、保管している平成25年11月から平成26年3月までの期間に係る後納保険料納付申込書の中に請求者に係る資料はない旨回答しており、オンライン記録においても、請求者が国民年金の後納保険料に係る納付の申込みを行った記録及び後納した期間に係る記録はない。

また、請求者は、A年金事務所における相談から請求期間に係る国民年金保険料の納付まで

の一連の手続は請求者の妻が行ったと陳述しており、請求者の妻は、納付書を入手したこと及びコンビニエンスストアで保険料を納付したことは覚えているものの、後納保険料納付申込書の記入及び提出、承認通知書の受領並びに保険料を納付したコンビニエンスストアの具体的な店名についての記憶が定かではない。

さらに、請求期間及び請求者の妻が請求期間に係る国民年金保険料の納付について相談を行った平成25年11月は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。